

令和3年3月

## 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

## 令和3年3月総会議事録

1 日 時 令和3年3月15日（月） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階大会議室

### 3 付議事件

#### 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農業振興地域整備計画の変更について (20件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(利用権10件・農地中間管理事業に係る利用権7件)
- 第5号 長門市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について (1件)

#### 報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)
- 2 農業用施設設置届受理報告 (2件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (7件)
- 4 その他
  - ・次回総会 4月15日（木） 午前9時30分から 市役所4階会議室
  - ・現地調査 4月 7日（水） 予定
  - ・農業委員会を取り巻く情勢についての説明
  - ・令和3年度の定例総会開催予定日及び申請書締切日（確定）について
  - ・活動日誌等提出についてのお願い

### 4 出席委員（18人：議席順）

- |                |                     |            |
|----------------|---------------------|------------|
| 1 番 野中 保志      | 2 番 藤川 久志           | 3 番 大田 寛治  |
| 4 番 林 一志       | 5 番 深水 一男           | 6 番 河野 八千代 |
| 7 番 高林 司       | 8 番 名和田 栄治          | 9 番 大田 裕美  |
| 10 番 大汐 光晴     | 12 番 林 弘幸           | 13 番 岡本 勇二 |
| 14 番 木村 正雄     | 15 番 中野 晴人          | 16 番 末永 恵子 |
| 17 番 山近 洋祐     | 18 番 松田 昭洋（会長職務代理者） |            |
| 19 番 大野 耕作（会長） |                     |            |

### 5 欠席委員（1人）

- 11 番 岡島 史真

6 関係人

農林水産課農業振興班 課長補佐 高橋 靖人  
農林水産課農業振興班 主 査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長 坂野 茂  
事務局長補佐 長谷川 浩司  
書 記 坂倉 幸三

## 8 会議の概要

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長<br>(会長)<br>挨拶 | 令和3年3月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。<br><br>(挨拶)                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長               | 本日の付議事項は、議案5件、報告事項3件でございます。<br>慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。<br>引き続き、2月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。<br><br>(会議等の報告)                                                                                                                                                                                 |
| 議長               | それでは、ただ今から令和3年3月の総会を開会いたします。<br>在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。<br>よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。<br>次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。<br>17番、山近洋祐委員、18番、松田昭洋委員、よろしく願いをいたします。<br>議事に入ります。<br>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。<br>事務局の説明を、お願いいたします。                                               |
| 事務局長<br>補佐       | それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。<br>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。<br>令和3年3月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。<br>番号1。<br>土地の所在、大字東深川字上河原、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,729㎡。ほか2筆、計4,534㎡。<br>譲受人は、東深川▲▲▲▲番地、●●●さん。<br>譲渡人は、愛知県刈谷市若松町▲-▲▲、●●●●●●●、▲▲▲号、●●●●●●●さん。<br>権利の種類は、所有権の移転です。<br>理由としまして、譲受人は、以前から周辺農地を耕作する等、農業に従 |

事しており、経営規模を拡大したいと考えていたところ、この度、譲渡人からの申し出もあり、今回応じることとしたもの。譲渡人は、現在、愛知県に住んでおり、耕作することができず、後継者もないことから、譲り渡すこととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び3 ページをご覧ください。長門市役所から南西へ583mから728mの間に位置する農地です。

また4 ページから6 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m<sup>2</sup>以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の17番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17番

17番、山近です。

3月8日、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局、私の計6名で現地調査をしました。

場所につきましては、今説明がありましたように、●●●●センター、●●●●協会の所の一面が田で広がっている場所でございます。

事務局から説明がありましたように、農地法3条による所有権の移転で問題ないと思っております。

以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 3 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字油谷久富字間、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、台帳面積は 1,244 m<sup>2</sup>、行為をする面積は 1,244 m<sup>2</sup>。

届出入は、油谷久富▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

転用の目的は、農業用倉庫、粃殻置場及び農機具置場です。

理由としまして、農地を集積、集約し、効率的、安定的に管理するためにも、主要となる一体的に利用できる農業施設が必要となったため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 7 ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から東南東へ約 1.5 k m に位置する農地です。

また、8 ページから 9 ページには公図、10 ページには土地利用計画図、11 ページには平面図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地法施行令第 5 条第 1 号に規定される、第 1 種農地に該当するものと考えられますが、申請地は農用地区域外の農地で農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イに規定する農業用施設に該当し転用許可可能な申請と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の融資証明書及び貯金取引通知書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜枳から農業用排水路以外の水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当4番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

当地区担当の4番、林です。

3月8日に、会長、事務局、推進委員の大田さんと現地確認を行いました。

申請者の●●さんは、当地区でも有数の米作農家であり、当該農地は基盤整備された農地の中で、唯一未整備の農地で、長年耕作をされておられなかった農地です。

今回、農業用倉庫を建てられることにより、周辺地区への影響を及ぼすことはほとんど認められず、雨水等も適切に処理されるということなので、問題はないと思われます。

皆様の慎重審議をよろしく、お願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。

今回、農林水産課より農業振興地域整備計画の変更に関する案件 20 件について意見を求められているところです。

内容につきましては、重要変更が 2 件、編入が 15 件、軽微な変更が 3 件となっています。

3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 3 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

はじめに、農振農用地区域からの除外案件について説明いたします。

この案件については、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回、除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているもので、今回の計画の変更に当たっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

では、番号 1。

土地の所在、大字真木字河内森、地番▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 2,603 m<sup>2</sup>のうち除外面積 15 m<sup>2</sup>です。

申請者は、福岡県福岡市中央区長浜▲丁目▲番▲号、●●●●株式会社、●●●●●●●●●●センター長、●●●●●。

除外の理由は、携帯電話の通信サービスエリアの拡大と安定したサービス提供のため、申請地に携帯電話用無線基地局を設置するものです。

別冊、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 12 ページをご覧ください。申請地は J R 美祢線渋木駅から北東へ約 3.6 k m に位置する農地です。13 ページには公図を 14 ページから 16 ページにはそれぞれ平面図、立面図及び丈量図を添付しています。

「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件について説明します。

1号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等に該当する農地であるが、ほ場整備事業完了後、8年を経過しています。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。中山間直接支払制度の対象農地になっていますが、対象農地から除外予定であり、多面的機能支払制度については対象外農地であることが確認されていることから問題なしと認められます。

次に、除外後の農地転用については、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第53条第14号の規定により、公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出となりますが、12月17日付けで届出が提出され、1月総会にて報告しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

(補足説明、意見なし)

議 長

本件について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに、同意すると決定をいたします。

続きまして、2 番をお願いします。

事務局長  
補佐

続きまして、番号 2。

ここで訂正をお願いします。

土地の所在地、字の部分ですが、西小田ではなく西上ノ原となります。東西南北の西に、上下の上、カタカナのノ、原っぱの原になります。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

では、土地の所在ですが、大字西深川字西上ノ原、地番▲▲▲▲番、現況地目は田、台帳面積、除外面積ともに 821 m<sup>2</sup>。

申請者は、西深川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

除外の理由は、現在アパート暮らしをしているが、実家の近くに住宅を建て、農業後継者として、親と共に農業経営を行い、技術を身につけたいため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 17 ページをご覧ください。長門市役所から西へ約 1.7 k m に位置する農地です。

また、18 ページには公図を 19 ページには土地利用計画図を、20 ページから 21 ページにはそれぞれ平面図と立面図を添付しております。

「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明します。

1 号については、農家用住宅としての土地利用計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等に該当する農地であるが、ほ場整備事業

完了後、8年を経過しています。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たすとともに、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象外農地であることが確認されていることから問題なしと認められます。

また、この計画変更が、農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造改善施策の推進を阻害するものではないと考えられるため、一部変更による農用地からの除外はやむを得ないと思われま。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番

はい、7番、西深川担当の高林です。

3月8日に、会長、事務局、私とで現地に行き、確認をしました。

現地は、上ノ原部落の国道191号線近くの所にあります。

申請者の●●さんは、現在はアパートに住んでいますが、長男でありますことから、実家の側に家を建てることに決められました。

●●さんは、親たちと共に昨年度は稲作を約50町分、苗木を約10万本植えられ販売されています。

市内でも有数な稲作農家と思っております。

この農地は道の側にあり、土地もよく管理してあります。

何も問題ないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から、除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から、除外することに同意すると決定をいたします。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>続きまして、3 番をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局長<br>補佐 | <p>4 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 3 号、番号 3 から番号 17 につきましては、農振農用地区域への編入となります。</p> <p>今年度より第 5 期中山間直接支払制度が始まるにあたり、申請地が農業振興地域の農用地区域内外にあることから、今回新たに農用地区域へ編入を行うため、担当課より長門市農業委員会の意見を求められているものです。</p> <p>番号 3 です。</p> <p>土地の所在、大字西深川字東萩原、地番▲▲▲▲番、現況地目は田、台帳面積、編入面積ともに 861 m<sup>2</sup>。</p> <p>番号 4 から番号 17 まで、ほか 14 筆、合計 10,183 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>ここで訂正をお願いします。</p> <p>番号 10 と番号 11 の土地の所在地の字の部分です。人墓ではなく、上柳谷となります。上下の上、柳の木の柳、山谷の谷です。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。</p> <p>申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 22 ページから 29 ページをご覧ください。</p> <p>令和 3 年 3 月 8 日に会長、各地区農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局とで現地を確認し、適正に維持管理されていることから農用地区域へ編入することについては、特に問題はないと思われます。</p> <p>以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長        | <p>事務局の説明は、以上でございます。</p> <p>本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2 番        | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長        | <p>はい、どうぞ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2 番        | <p>2 番、藤川です。</p> <p>三隅地区は、事務局の言われた通りで、別に問題ないと思われます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長        | <p>ありがとうございます。</p> <p>他に、深川、渋木等ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 番        | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長        | はい、どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7 番        | <p>7 番、高林です。</p> <p>西深川、東萩原▲▲▲▲、及び▲▲▲▲は、現地に行き確認をしました。</p> <p>地目は田でありますが、現況は牧草が植えてありました。管理もよく行き届いております。</p> <p>何も問題ないと思っております。よろしく申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長        | <p>ありがとうございます。</p> <p>他に質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。</p> <p>本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地に編入することに、同意される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手多数)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長        | <p>挙手多数であります。</p> <p>よって本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域に、編入することに同意すると決定をいたします。</p> <p>続きまして、18 番をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局長<br>補佐 | <p>続きまして、軽微な変更、用途区分の変更について説明します。</p> <p>6 ページをご覧ください。</p> <p>番号 18 から番号 20 の案件については、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、農用地の用途変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。</p> <p>では、番号 18。</p> <p>土地の所在、大字俵山字正司河内、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 420 m<sup>2</sup>のうち用途変更する面積は 16.45 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者は、俵山▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。</p> <p>変更の目的は、ジビエ食肉加工施設に付属した冷蔵庫を導入するため、隣接しているこの農地の一部を造成し、冷蔵庫収納施設を建設するもの。</p> <p>別冊、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 30 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、長門市役所俵山出張所から南南東へ約 806m に位置する農地です。</p> <p>31 ページには公図を、32 ページには土地利用計画図を添付しています。</p> <p>当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変</p> |

更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えないもの」に該当し「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

15 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

15 番

15 番、中野です。

3 月 8 日、大野会長さん、事務局の方々、鈴川推進委員さんと私とで現地を確認いたしました。

ご案内のように、冷蔵庫の収納施設ということで、ちょうど道をまたいすぐという所で、どちらかと言いますと田んぼというか路肩を中心にとこのような形でされるということです。

なんら問題はないと思います。慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

他に質問、ご意見等はございませんか。

14 番

ちょっといいですか。

議 長

はい、お願いします。

14 番

14 番、木村です。

この 19 番 20 番は結構な面積やけど、今日のこの今の変更のみの審議で、今度、次回は 4 条申請が出てくるんですか。

議 長

多分、農振除外も先に出て、それから、事務局の方からちょっと答弁させます。

事務局長  
補佐

4 条、先に議案第 3 号の重要変更、これは議案として出てきます。軽微な変更については、19 番 20 番は 200 m<sup>2</sup>を超えていますので転用で出てまいります。18 番については 200 m<sup>2</sup>未満になりますので、届出ということになり

ます。

以上です。

14番

わかりました。

議長

よろしいでしょうか。

他に質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地について、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、農用地を用途変更することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって本件農地については、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、用途変更することに同意すると決定をいたします。

続きまして、19番をお願いします。

事務局長  
補佐

番号19。

土地の所在、大字西深川字堀越、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積1,581㎡のうち用途変更する面積は832.50㎡です。

申請者は、西深川▲▲▲▲番地、●●●さん。

変更の目的は、現在、牛の飼料置場が不足しており、また将来的に経営規模の拡大を計画していることから、農業用倉庫を建築するもの。

別冊、「議案位置図等添付資料」2ページ及び33ページをご覧ください。申請地は、長門市役所から南西へ約2.3kmに位置する農地です。34ページから35ページには公図を、36ページから38ページにはそれぞれ、配置図、平面図、立面図を添付しています。

当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第4号の「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えないもの」に該当し「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長        | <p>事務局の説明は、以上でございます。</p> <p>本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。</p>                                                                                                                                                                               |
| 7 番        | <p>はい、担当の高林です。</p> <p>3月8日に、会長、事務局、私、推進委員の上野さんとで現地に行き確認をしました。</p> <p>現地は、●●●●センターの近くにあります。</p> <p>申請者の●●さんは、繁殖肥育約 200 頭規模の一貫経営農家です。後継者もあり、今後は規模拡大を考えておられます。</p> <p>わら及び乾燥ロールを入れる倉庫が足りないので、牛舎の横に建てるということに決められました。</p> <p>別に問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願いします。</p>     |
| 議 長        | <p>ありがとうございました。</p> <p>本件について、質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="padding-left: 20px;">(質問、意見なし)</p>                                                                                                                                                                      |
| 議 長        | <p>質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。</p> <p>本件農地について、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、農用地を用途変更することに同意される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(挙手多数)</p>                                                                                                                 |
| 議 長        | <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本件農地については、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、用途変更することに同意すると決定をいたします。</p> <p>続きまして、20 番をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                      |
| 事務局長<br>補佐 | <p>番号 20。</p> <p>土地の所在、大字日置中字助宗、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 1,850 m<sup>2</sup>のうち用途変更する面積は 1,465.67 m<sup>2</sup>。ほか 1 筆、合計面積 2,557 m<sup>2</sup>、うち用途変更面積 1,552.32 m<sup>2</sup>。</p> <p>申請者は、日置中▲▲▲▲番地▲、株式会社●●、代表取締役●●●●さん。</p> <p>変更の目的は、長門市が推進する一市一農場計画を実施していく上で、</p> |

農地を集積、集約し、効率的、安定的に管理するためにも、主要となる一体的に利用できる農業施設の整備が必要であるため。

別冊、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 39 ページをご覧ください。申請地は、J R 山陰本線長門古市駅から北西へ約 848m に位置する農地です。40 ページには公図を、41 ページには土地利用計画図を、42 ページには平面図、立面図を添付しています。

当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えないもの」に該当し「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれはないと判断できます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

1 2 番

12 番、林です。

3 月 8 日、会長、事務局、私とで現地を確認いたしました。

申請地につきましては、今、事務局が説明されたとおりでございますが、日置、中村地区、●●中学校から北西の方向に位置する農地です。

申請地は、申請人、本人の所有地でありまして、申請者は昨年 3 月に株式会社●●を立ち上げられ、奥さん、息子、アルバイト雇用により現在、稲作 12 h a、麦 1.2 h a と大規模に耕作されております。

今後も規模拡大の計画がありますが、現在の施設の状況は昔ながらの古い長屋になんとか乾燥機等を設置し、農機具を収納するスペースもなく、水稻の育苗床につきましては、3 か所で行うなど、作業効率が悪く、今回の申請に至ったということでございます。

また、計画地の選定につきましては、農業用倉庫はもちろんのこと、育苗時の管理等から自宅に近く、水事情の良い場所、また、申請者の自宅は河川に隣接しておりまして、過去、度々水害に見まわっておりますことから、少しでも河川より高い場所と考慮して決定されたそうでございます。

以上です。どうかご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

- 議 長            質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
                  本件農地について、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、農用地  
                  を用途変更することに同意される方は、挙手をお願いいたします。
- (挙手多数)
- 議 長            挙手多数であります。  
                  よって、本件農地については、長門市農業振興地域整理計画を一部変更  
                  し、用途変更することに同意すると決定をいたします。  
                  引き続き、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用  
                  集積計画の承認について、を議題といたします。  
                  事務局の説明を、お願いいたします。
- 事務局長  
補佐            議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承  
                  認について。  
                  農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集  
                  積計画の申請があったので、審議決定を求める。  
                  令和 3 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。  
                  4 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係  
                  る利用権設定の 2 つとなっております。  
                  まず、従来からの利用権設定です。7 ページをご覧ください。  
                  賃貸借ですが、長門地区が、1 件 2 筆の 1,609 m<sup>2</sup>。日置地区が、2 件 2 筆  
                  の 3,224 m<sup>2</sup>。計が、3 件 4 筆の 4,833 m<sup>2</sup>。  
                  使用貸借が、長門地区が、4 件 7 筆の 7,040 m<sup>2</sup>。日置地区が、1 件 2 筆の  
                  2,050 m<sup>2</sup>。油谷地区が、2 件 3 筆の 6,715 m<sup>2</sup>。計が、7 件 12 筆の 15,805 m<sup>2</sup>。  
                  合計しますと、長門地区が、5 件 9 筆の 8,649 m<sup>2</sup>。日置地区が、3 件 4 筆  
                  の 5,274 m<sup>2</sup>。油谷地区が、2 件 3 筆の 6,715 m<sup>2</sup>。  
                  全体で、10 件 16 筆の 20,638 m<sup>2</sup>となります。  
                  詳細につきましては、8 ページから 9 ページをご覧ください。  
                  次に、10 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。  
                  賃貸借ですが、長門地区が、3 件 3 筆の 2,942 m<sup>2</sup>。日置地区が、2 件 7 筆  
                  の 15,545 m<sup>2</sup>。油谷地区が、1 件 3 筆の 5,715 m<sup>2</sup>。計が、6 件 13 筆の 24,202  
                  m<sup>2</sup>。  
                  使用貸借が、日置地区が、1 件 1 筆の 3,112 m<sup>2</sup>のみ。  
                  合計しますと、長門地区が、3 件 3 筆の 2,942 m<sup>2</sup>。日置地区が、3 件 8 筆  
                  の 18,657 m<sup>2</sup>。油谷地区が、1 件 3 筆の 5,715 m<sup>2</sup>。  
                  全体で、7 件 14 筆の 27,314 m<sup>2</sup>となります。  
                  詳細につきましては、11 ページから 12 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明がありましたら、農林水産課農業振興班栗畑主査からお願いいたします。

農林水産課  
農業振興班  
主査

農業振興班の栗畑です。

大変申し訳ありませんが、1 件、訂正をお願いします。

11 ページの中間管理機構になります。

7 番の●●●●さん、下から 2 番目のところになりますが、金納というところがありますが、その利用料が 4,800 円と書いてありますが、2,400 円の間違いでございます。私の計算ミスです。すいません、訂正の方をよろしくお願いします。

その他の補足説明はありません。ご承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

1 4 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 4 番

14 番、木村です。

8 ページの通常の利用権設定で、番号 6、7、8 は私の担当で、別に問題はございません。

そして、11 ページの中間管理機構の 7 番で●●さんが耕作されるようになっています。私も本音を申しますと、ちょっと疑問が残るかなと思うけど、ようやってやろうかという。

現在の農地面積プラスこれが今度加わるから。まあちょっとその辺は疑問が残るけれど、一生懸命、若いからね。やってやろうと。すいません。

議 長

栗畑主査、何かございますか。

農林水産課  
農業振興班  
主査

●●●●さんについては、私の方も色々お話を聞いたりして、ご本人の方は、今、自然農法でやられているということです。

今回のこの場所については、日置地区にありまして、ここの耕作地が 2

年くらい耕作されていないということで、そういうところで目をつけられて、自然農法をされると聞いております。

この辺は私の農業振興班の方に時々こちらの方にいらっしゃったり、お話を聞いたりして、今後いろんな対応等をしていきたいと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それぞれ担当地区の方、前回もお話しましたが、農地パトロールも兼ねてこういうお話があったら、定期的に、あるいは用事があった時に行き、確認等をしていただき、総会の席で報告をしていただけたらと思います。

それぞれ他の地区の方にも、同じくよろしくお願いをいたします。

他に、お気づきになったことがありましたら、お願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、議案第 5 号、長門市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

議案第 5 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条及び第 7 条の規定により、長門市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 3 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

13 ページをご覧ください。

本議案につきましては、令和 2 年 4 月 1 日施行の農業経営基盤強化促進

法の改正に伴い、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を改正する必要性が生じたため、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条及び第7条の規定に基づき、長門市長より農業委員会に対して意見の聴取を求められたものです。

ここで、主な改正の内容につきまして、農林水産課の高橋課長補佐より説明いたします。よろしくお願いいたします。

農林水産課  
農業振興班  
課長補佐

皆様、お疲れ様です。農林水産課の高橋です。

私の方から農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、説明させていただきます。

この農業経営基盤促進法というのがどういったものかと申しますと、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善するものに対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など農業経営基盤の強化を促進するため処置を総合的に講じるものというところでございます。

ですので、こちらの基本構想をもとに認定農業者の認定、認定新規就農者の認定、人農地プラン、利用権設定等の促進事業、農地中間管理事業、こういったものが基本構想をもとに動いているというところでございます。

次に、主な改正点というところでございます。13ページの方に改正点の概要というものが記載されています。

まず、この度の改正で大きく変わったところと申しますと、目標の部分で効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準を変更しております。

これまでの基本構想にあたりましては、一人あたりの農業所得の350万円を認定のラインとしておりました。

これは県の構想と準拠したものでございましたが、地域の実情とはちょっと乖離した部分があるというところで、この度350万円を260万円程度と変更しております。

この260万円という根拠でございますが、市の税務課の令和元年度の決算資料、市税の概要の中に長門市の勤労者の平均所得が260万円程度というところで、この額と同額というふうに修正したものでございます。

この所得目標を260万円に変更したというところで、2番目に農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型、こちらの指標に関しましても年間労働所得が260万円程度になるように変更しておるところでございます。

後、変更するべきところとなりますと、農業従事の概要等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営む青年等が目標すべき基本的指標を新たに追加しておるものです。

その他には、農業経営基盤強化促進事業に関する事項ということで、農用地利用集積円滑化事業に関する事項について削除しております。

後は、文言の修正ということで、農業生産法人を農地所有適格法人、農林事務所を農林水産事務所というふうに変更しておるところでございます。主な改正面は以上となります。

ご審議の程を、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、高橋課長補佐から説明がございました。

このことについて、質問、ご意見はございませんか。

これは、私の個人的な捉え方ですけれども、認定農業者等の資格を得る時にこれが該当されると思います。

特に経営をスタートする時に、資金を色々お借りする時に、認定農業者の資格そのものを得ておらないと、こういう制度資金等の借入がなかなか難しいんじゃないかという捉え方をしておるわけですが、これも5年に1回位の認定農業者については更新があるようでございます。

高橋課長補佐、ちょっと何かその説明がありましたらお願いします。

農林水産課  
農業振興班  
課長補佐

今、大野会長が申されたとおり、こちらの基本構想をもとに認定農業者の認定基準というところで指標を定めているところでございます。

申されたように、期間というのは5年間でございます。5年経過いたしましたら、また5年後の計画の方を策定していただきまして、更新をしていくというそういった流になっております。

新規就農者に関しても同じく基準を設けております。平均所得は175万円、こちらの所得を新たに就農してから5年後にその175万円の所得が出るような計画を策定していただき、認定新規就農者という形の運びとなる次第でございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

せっかくの機会でございますので、各委員さんから、質問、ご意見はございませんか。

14番

14番、木村です。

今の年間所得を350万円から260万円に下げますよということで、大変結構なことですけど、この年間所得260万円を上げるための各作物別のものが20ページ21ページの表ですよ、規模がそうですよということでいいんですか。

農林水産課  
農業振興班  
課長補佐

その通りです。260. 万円という所得が出るための、その営農類型別の面積の指標というんですか、そういったものを定めておるところであります。以上です。

1 4 番

この 20 ページ 21 ページの分と終わりの方に機械類の数字が入っているものが書いてあるんですけど、あれと整合性が取れるような数字になっているんですか。

農林水産課  
農業振興班  
課長補佐

その通りですね、こういった機械、38 ページ等を書いてあります。ここでは、いちごなりトマト、その手前では 37 ページの方であれば、水稻、色々な複合経営の方も考えられますので、これらの数字というのはすべて 260 万円という所得を設定した場合に、この程度の収支で計算しておるといところでございます。以上です。

1 4 番

法人、組織の経営体となると、人数が多少なりとも融通が利くんですけど、個人経営となると部門別に見て人、割と重なっているようなところがあると思うんですけど、ハウスのいちごで仮に人とプラス、スイカではちょっと仕事の的にはどうなのかなと思っているんですけど。

いちごが 12 a で露地スイカが 40 a というのは、当然個人経営で奥さんと暮らせるのかなというようなことも疑問を持つんですけど、机上の計算だから言ってもしょうがないんですけど、そういう労働的なこともある程度は勘案されて、無理のないような経営に行かないと、先程、別のところでちょっと言いましたが、本人の能力を見かじると、日置地区に、個人的なことを言ったらまた叱られるかもしれないけれど、日置地区には失敗例が多々ありますから、それを見ているから言うんであって、すいません。いらんことを申しました。

議 長

ありがとうございました。  
今の答弁はよろしいでしょうか。  
他にただ今の農林水産課課長補佐の説明について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
長門市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を一部変更することと同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、長門市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を一部変更することに同意すると決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の1の説明を、お願いいたします。

事務局長

では、説明に入ります。43 ページをご覧ください。

報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。

番号1です。

現地については、作物が栽培されており、令和3年3月8日付けにて、大野会長、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、畑地として農地証明をしております。

番号2です。

現地については、柑橘類その他果樹が植栽されているものの、農地とは認められず、令和3年3月8日付けにて、大野会長、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、雑種地として非農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

14番

ちょっといいですか。

再々余計なことを言うようなんですが、ちょっと疑問に思っていたことなのですが。

議 長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

登記地目はそれぞれ、畑と雑種地で、現況も畑と雑種地で、わざわざ現況証明をしなければいけないんですか。

議 長

事務局から答弁します。

私から言っても良いのなら、私が言いますけれど。

事務局長  
補佐

これは、一つは雑種地にしてほしいと、もう一つは農地にしてほしいということでございます。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 4 番      | だから登記地目は畑で、畑も農地だから。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局長<br>補佐 | <p>1 番は畑を雑種地に変えたいということでしたが、現況を見に行ったらやっぱり畑でしたと。</p> <p>2 番の方は、もともと農地だったものを転用をして雑種地になったんですが、それを今、使用されなくなったので、また農地に戻したいということで確認に行ったんですが、まだ農地には難しいということで、雑種地のままということになります。</p>                                                                                               |
| 1 4 番      | <p>地主さんの方に、そういう目論みがあるわけね。</p> <p>そうじゃないと、ただこの議案の紙面だけでは、登記地目と全然変わってないから、何のためのわざわざ行って確認かなと思うから。</p>                                                                                                                                                                        |
| 事務局長<br>補佐 | そうですね、地目を変えたいという意向があつて。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1 4 番      | <p>なるほど。そこまで言ってもらわないと、ちょっとどうかなと思ひまして。</p> <p>はい、分かりました。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長        | <p>今の、番号 1 の方は、非農地証明をしておりますと書いてありますけれど、非農地になりませんから農地として、また認めます。非農地は認めませんということです。</p> <p>それから逆に 2 番の方は、雑種地の所に柑橘類を植栽されておりますけれども、このくらいの植栽では農地には、畑地、果樹園には認められませんということで、また 1 年か 2 年か先に植栽が全部終わったりしたら、もう一回出てくるかもしれません。とりあえず。</p> <p>報告事項 1 について、よろしいでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議 長        | 続きまして、報告事項 2 の説明を、お願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局長       | <p>44 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項 2、農業用施設設置届受理報告です。</p> <p>番号 1 です。</p> <p>農地を繋ぐ、農業用機械が走行する道が必要なため、農道を整備したいというもので、工期は令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの予</p>                                                                                                                |

定となっており、令和3年3月8日付けにて受理通知しております。

番号2です。

現在 20,822 m<sup>2</sup>の農地を耕作しているが、農舎が手狭となり、農機具、農業資材の置場が必要なため、農業用倉庫を建築するもので、工期は許可後から令和3年5月31日までの予定となっており、令和3年3月3日付けにて受理通知をしております。

以上です。

議 長

ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

皆さんご存知のように、農業用倉庫につきましては200 m<sup>2</sup>以内は農業委員会への届出だけで、許認可はないということでございます。

お気づきがございましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項3の説明を、お願いいたします。

事務局長

45 ページをご覧ください。

報告事項3、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号1です。

令和3年1月15日に合意解約をしております。

ほか6件の合意解約です。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項3について説明がございましたが、それぞれ担当されている地区で何か補足説明等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

10 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

10 番

10 番、大汐です。

報告事項3の備考の部分ですけれども、最適化推進地区別会議の時に、この後、誰々が耕作しますとか書いてあったような気がするんですが、これには書かないんでしょうか。

事務局長  
補佐 最適化推進地区別会議の時に別仕様ということで、地区別にしたものをお渡しするようにしています。

こちらの方でご回答はできますが、資料のスペースの関係上、総会の資料には付けていないです。地区別会議の時に農業委員さんと推進委員さんに分かるようにしております。

10番 そういうことですね。分かりました。

議長 報告事項、その他について、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 以上で、報告事項、その他について終わります。

続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長 事務局より、その他、事務連絡ということですが、本日お手元に、いつも会長さんがお話ししておりますが、2月26日に山口県農業会議の第59回の常設審議委員会という会議がございまして、県内の転用案件等を審議する会議なんです、その時に常設審議委員会配布資料として、県の農業委員会から、昨今の農業委員会を取り巻く情勢ということで、最初の1ページはレジメでございます。後半の方はその時の説明資料となっております。

細かに説明しますと、時間がかかりますので、資料の1ページは農業委員会の交付金ということで、前年度の比較ということで同額となっております。

後、その交付集積支援事業、交付支援事業、3の農地利用最適化交付金については次のページにございます。そちらの方に詳しく説明されております。

新年度につきましては、若干減額というような格好にはなっておりますけれども、令和2年度の補正予算で措置がされておりますので、実質的には多少の増額とみなされると思います。

なお、この機構集積支援事業等の中の予算の中で、新たにタブレット端末を使いまして、農業委員会総会等を試験的に実施するための経費が盛り込まれておるように伺いました。

今後、各市町の農業委員会の希望を県の方で伺いまして、タブレット端末を貸し出すという説明を受けました。

終わりの方になるんですけれども、9ページで所有者不明土地の関係で、その解決方法に向けた民法上の、民法の改正が決定されて7ページですね。改正されて今回、国会の法案提出が見込まれる状況であるという報告がご

ざいました。

内容としましては、法務省の資料によりますと、8 ページになりますけれども、所有者不明土地の発生を予防するための仕組みといたしまして、不動産登記情報の更新を図る方策として、現在は義務となっていない相続登記を、取得を知った時から 3 年以内に相続人に義務付ける、そういう方法や一定の管理費を管理費負担を、10 年分を土地管理費の納付を義務付けた上で土地の所有権の放棄を認める制度を導入する。色々考えられているようです。

農地につきましては、既に先行いたしまして平成 30 年の 11 月 16 日に施行されまた、農地法及び基盤強化法の改正によりまして、先行して所有者不明土地を活用する仕組みが整備されているところでございます。

それから、10 ページ以降等は、今後の規制改革推進会議等で議論等が、レジメの方にもございますけれども、参考資料は 10 ページを見ていただきたいと思いますが、色んな先駆的な取り組みと言いますか、農林水産省側が考えて色々ためしにやってみるといいうかそういう取組があちこちでされているようです。

今、兵庫県の北部、中山間地に養父市という市がございすけれども、この市の取組の例を挙げられまして、農地法第 3 条の許可事務を農業委員会制度の根幹に関わるものなんですけれども、ようは市長部局側、一般の農政の処理として、して行くというような取組が試験的に特区として取組が考えられているようでございます。

それが良いのか悪いのかというと、県の方は農地法 3 条許可というのは農業委員会の制度の根幹に関わるということで、農業委員会を抜きにそういうものが行われるのはいかななものかと、しっかり対応していく必要があるとの説明がございました。

この会議では営農型太陽光発電の状況ということで、近年どういう事例があるかということで、事務局の方から下関市の豊北町と萩市、山口市の阿東町、近年ではこの 3 件程、取組が行われているという報告がございました。

ちょっとかいつまんで説明の方をさせていただきましたので、またゆっくり見られて、何か質問等ございましたら、事務局の方にお問合せいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長

後、事務連絡をもう 1 つ、お願いいたします。

事務局長  
補佐

2 月の定例総会の際にお渡ししました、令和 3 年度の総会開催予定日及び申請書締切日、案の変更ですが、特に連絡等がございませんでしたので、

本日確定ということで、お手元に配布しておりますので、来年度はこちらの様式に従って行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、来年度4月の定例総会でございますが、4月15日、木曜日、午前9時30分から、市役所4階会議室で開催いたします。会場が本日総会を開催した3階から4階へ変更となっておりますのでご注意ください。

なお、現地調査につきましては4月7日、水曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

坂倉主査

それから今日、皆様のお手元に2021年度版の活動記録セットをお配りしております。この4月からの活動の記録についてご活用いただけたらと思います。

2020年度版の年間集計表、こちらにつきましては4月中にご提出いただけたらと思います。

それと、推進地区別会議でまた重なってしまいますが、農地利用最適化業務活動日誌、こちら4月19日までに今年度分の活動分をご提出いただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長

先程、事務局長から説明がありました、農業委員会を取り巻く情勢につきましては、地区例での問題等が発生した時に、この資料を参考にしていただけたらと思っておりますので、また目を通してください。

それでは以上で、長くなりましたけれども、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

大変お疲れ様でございました。

ありがとうございました。

終了時間 午前10時58分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年3月15日

長門市農業委員会会長      大   野   耕   作

議事録署名委員      山   近   洋   祐

議事録署名委員      松   田   昭   洋